

御前崎市立図書館施設(会議室・展示室・ギャラリー)利用について

図書館の施設は図書館法により、無償で個人または団体にご利用いただくことができます。
利用に当たっては図書館の許可を受けてください。

以下の場合には利用をお断りさせていただきます。

1. 会議・集会のための利用者が御前崎市外の個人または団体のとき。
2. 利用目的が読書活動の推進その他図書館が認める活動以外のとき。
3. 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき。
4. 営利を図る目的で利用するおそれがあるとき。
5. 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
6. 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
7. 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
8. 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

利用申し込みについて

1. 利用日の属する月前6ヶ月から行うものとする。
2. 利用許可の順位は、申請の順序とする。ただし、同一施設又は同一附属設備を同一日の同一時間に利用したい旨の申請が複数の申請者から同時に行われたときは、図書館は協議又は抽選によって申請の順位を決定する。
3. 利用にあたり、施設利用申請書を提出しなければならない。

利用について

1. 利用時間は図書館の開館時間内とする。
2. 利用期間は休館日を含め2週間以内とする。ただし、図書館が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
3. 同一利用者による同一期間の会議室複数利用の場合、図書館行事・会合のために図書館が指定する施設を利用から除外すること。
4. 利用者は、図書館職員と利用方法やその他事項について、事前に打合せをしなければならない。
5. 貸与の備品は各施設に付属するもの、展示パネル(パネル用フック有)、案内用掲示板、画鋏とする。その他の必要なものは利用者で用意すること。
6. 広報物が必要な場合は、利用者が用意すること。
7. 必要に応じて監視者を利用者でおくこと。特に展示品については、利用者で責任を持つこと。
8. 利用終了後の施設は原状回復を行うこと。

その他、利用にあたっては図書館の指示に従ってください。